

人命最優先の計画に

市では、広域で甚大な被害をもたらしている「東日本大震災」と「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故」の教訓から「減災」の考え方を防災の基本方針に掲げ、人命を守ることを最優先とした対策の強化を目指し、地域防災計画を見直します。

今月号では、見直しの概要をお知らせします。

基本方針

国の「防災基本計画」や県の「地域防災計画」の見直し動向を踏まえ、「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、人命を守ることを最優先に、次の4つの視点から地域防災計画を見直します。

- ① 東日本大震災における被害・対応・教訓を十分に踏まえ、より実効性の高い計画への見直し
- ② 地震や津波をはじめ、原子力災害、複合災害など、あらゆる可能性を想定した計画への見直し
- ③ 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進

- ④ 福島第一原子力発電所事故の状況を踏まえ、より実効性のある原子力災害対策の推進

見直しの重点事項

- 見直しの基本方針を踏まえ、情報収集や伝達体制、避難体制の強化、自助・共助・公助が一体となった地域防災力を強化や津波災害対策と原子力災害対策を抜本的に強化するため、次に掲げる11項目を基本に、具体的な見直し作業を進めます。
- ① 津波災害対策の充実
 - ② 原子力災害対策編の策定による実効性の高い原子力災害対策の推進
 - ③ 初動体制の強化
 - ④ 情報伝達の機能強化
 - ⑤ 地域防災力の向上
 - ⑥ 避難所の管理運営方法等の強化
 - ⑦ 備蓄意識の高揚と物資調達供給体制の強化
 - ⑧ 災害対策本部と庁内体制の強化
 - ⑨ 公共施設・ライフラインの強化
 - ⑩ 原子力災害による広域避難対策の充実
 - ⑪ 市民の心身を守る防護・健康管理体制の確立



作成しました

津波避難マップ(暫定版)

市では、地震や津波が発生した際の避難行動に役立ていただくため、東日本大震災による津波浸水区域を避難区域とした「暫定版」の津波避難マップを作成し、市内外の全世帯に配布したほか、事業者などを対象に下記の場所で配布します。

なお、今後は被災状況や県による津波被害想定を踏まえながら避難所や避難道路などの検証を進め、改めて津波避難マップを作成し、配布する予定です。

配布場所(休館日を除く)

- ・南相馬市役所総合案内
- ・鹿島区役所市民福祉課
- ・小高区役所地域振興課
- ・市内各生涯学習センター(小高区を除く)
- ・市民情報交流センター

市ホームページからもダウンロードすることができます。

今後の進め方

市民アンケート調査やパブリックコメント手続きなどを実施し、市民の皆さんの意向を計画見直しに反映しながら見直し作業を進めます。

最終的には、防災に関わる県の機関をはじめ、警察や消防、消防団、指定公共機関、自主防災組織、学識経験者などで構成する「南相馬市防災

会議」による承認をもって、計画の見直しを決定します。



▲任命書の交付を受ける南相馬警察署長

【問合せ】

復興企画部危機管理課 ☎ 2452332 FAX 25111
 電子メール kikikanri@city.namahama.lg.jp

北海道
なよろ
名寄市

災害時相互援助協定を 締結しました



▲握手を交わす桜井市長と加藤名寄市長

市では、北海道名寄市と「災害時相互援助協定」を2月10日に締結しました。

名寄市役所で行われた締結式では、加藤剛士名寄市長と桜井市長が協定書に署名し、固い握手を交わしました。

名寄市は、本市が協定を締結している東京都杉並区と共に「自治体スクラム支援会議」を立ち上げ、発災以降、本市への支援をいただいています。

問合せ 危機管理課 ☎ ④ 5 2 3 2

災害時相互援助協定とは.....

災害時相互援助協定とは、地震などの大規模災害が発生し、被災自治体が自ら応急措置ができない場合に、救援資機材の援助や被災者を支援するものです。

応援の内容は、食糧や飲料水、生活必需品などの物資の提供、応援に必要な職員の派遣、災害救助ボランティアのあっせんなどを行います。



名寄市

人口 29,949人
14,500人(男)
15,449人(女)
世帯数 14,556世帯
(平成25年1月末現在)

名寄市は、北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川の恵みと豊かな自然にあふれ、農業を基幹産業とする都市です。

夏冬の寒暖差が60℃に及び、夏には、観賞用やひまわり油の栽培用ひまわりが咲き誇り、冬は、雪質日本一の「名寄ピヤシリスキー場」をはじめ、雪質日本一フェスティバルなど寒さを生かした魅力があります。

平成25年2月28日 ⇓ 平成26年2月28日

一部負担金の 免除期間が延長で

東日本大震災に係る国民健康保険と後期高齢者医療の一部負担金及び介護保険サービスの利用者負担額の免除期間が延長されます。

免除の対象になる方には、「新しい免除証明書」等をお送りしていますので、3月から医療機関などを利用する際は忘れずにご提示ください。

国民健康保険・介護保険

免除対象になる方

(1) 原子力災害対策特別措置法によって指定された次の地域で、これまで免除証明書等を交付されている方

- ・ 旧警戒区域
- ・ 旧計画的避難区域
- ・ 特定避難勧奨地点に指定され、現在避難している世帯
- ※ 介護保険は被保険者本人の避難
- ・ 旧緊急時避難準備区域

(2) 右記以外の理由で、り災等によって、これまで免除証明書等を交付されている方

(住家の全半壊、主たる生計維持者の死亡や疾病など)

後期高齢者医療

免除対象になる方

原子力災害対策特別措置法によって指定された次の地域で、これまで免除証明書を交付されている方

- ・ 旧警戒区域
- ・ 旧計画的避難区域
- ・ 特定避難勧奨地点に指定され、現在避難している方
- ・ 旧緊急時避難準備区域

※ 後期高齢者医療の方で、警戒区域等以外の方の免除期間は平成24年9月30日で終了します。

問合せ

国民健康保険・後期高齢者医療
市民課 保険年金係 ☎ ④ 5 2 3 3
介護保険
長寿福祉課 介護保険係 ☎ ④ 5 3 3 4